

令和5年度宿泊業新規雇用支援事業業務委託 質問事項及び回答

No.	資料名	条項	質問内容	回答
1	仕様書	4	「対象は社会人を中心として」とあるが、若年者に限らず「シニア人材」「ご夫婦」でも双方合意が出来るということであれば、対象に入れても可能か。	受入企業側が正社員として採用する意向があり、双方合意であれば、対象となる。
2	仕様書	5	目標値が記載されている値に達しなかった場合は落札金額から減額やペナルティはあるのか。	仕様書「11 委託契約額の支払い」のとおり、OJT中の実習生への賃金・保険料・交通費については目標人数にて算出しているため、賃金総額上限に達しない場合には、実際に発生した経費を確認した上で変更契約を締結する。
3	仕様書	5	実習後の就職者数(正社員)とはどのような条件であれば正社員とみなされるのか。	受入企業側が正社員として採用であれば、正社員とみなされる。
4	仕様書	5	正社員は3/15までに必要なのか。(4月からでも可能なのか)	仕様書「12 その他」(7)のとおり、受託者は、委託期間終了後に実習生を直接雇用した事業所の名簿を県に提出するものとし、学生等で令和6年4月以降に入職となる場合には、入職を確認した上で名簿を県に提出すること。
5	仕様書	6(1)ア(イ)	モデル地域について現在12市町が上がっているが、これを全て網羅して実施していくのか。	受入企業の募集は、モデル地域を網羅し、マッチング等の支援ができる体制を整えること。その上で、特定の市町で受入企業の応募、業務実習の実績、入職の実績がないことは差し支えない。
6	仕様書	6(1)ア(ウ)	「実習生へ業務実習中の宿泊施設を提供できること。」とあるが、宿泊施設の形式は問わないということで良いか。	宿泊施設の形式は問わないが、実習生が安全に実習を実施できる施設であること。なお、本事業は実習後に受入企業への入職につながることを目的のため、求職者が入職後の生活を想像できることが望ましい。
7	仕様書	6(1)ア(ウ)	「人材確保へ向けた取組(勤務形態の改善、福利厚生等の改善等)の実施がされており、人材育成を行うための環境が整っていること」の記載があるが、企業側がどこまで何を実施していると条件を満たしているという基準はあるか?	仕様書「6 委託業務内容」(1)ア(ウ)⑧のとおり、要件適用の判断は県と協議の上、決定することとするが、様式第2号 業務計画書4(1)「募集・開拓方法」の注意書きに記載のとおり、選定基準の提案を求める。

No.	資料名	条項	質問内容	回答
8	仕様書	6 (1) ア (ウ)	「正社員としての採用計画があること。」との記載があるが、採用計画は事業参画時に存在すれば問題ないか？	事業参画時に存在していれば問題ない。その他判断する想定時期があれば、提案すること。
9	仕様書	6 (3) ア (イ)	実習生が外国籍の場合在留資格に制限はあるのか。	仕様書「12 その他」(1) 及び (4) のとおり、関係法令を遵守した上で実習が実施できること、また実習後に受入企業への入職が可能な在留資格を所持することが想定される。
10	仕様書	6 (3) ア (エ)	「受入企業における実習生受入数は、受入企業を運営する1法人につき2名程度を想定している」と記載があるが、1名や3名の受入人数の施設があっても問題ないか。	仕様書「6 委託業務内容」(3) ア (エ) に記載のとおり、受入企業を運営する1法人につき2名までとした提案を想定しているが、受入人数は受入企業及び県と協議の上、決定とする。
11	仕様書	6 (3) イ	「OFF-JT は受託者が既存で所有している講座等の提供を想定しており、本事業実施のために新規で講座等を企画、作成する場合の費用は受託者にて負担すること」と記載があるが、静岡県独自のコンテンツを作成する場合でも事業費からの負担は出来ないか。	県独自の新規コンテンツを作成する事業経費の計上は想定していない。ただし、OFF-JT 研修を実施するに当たって、既存コンテンツを編集する等の費用については「その他事業実施に直接必要となる経費」として計上しても差し支えない。
12	仕様書	6 (3) ウ (イ)	① 外国人材に関しては「高度人材 (技・人・国)」「特定技能 (宿泊業)」の対応や永住権をお持ちの方など様々である。 「特定技能 (宿泊)」に関する技能試験合格者に関しては「資格外活動」の上限が外れる時期での実習を想定しているが、その理解でよいか。  ② 企業様が外国人材を採用するにあたっての「行政書士」のご案内、及び「登録支援機関」の利用に関して案内することは本件業務上問題はないか。	①仕様書「12 その他」(1) 及び (4) のとおり、委託事業者の責任のもと、関係法令遵守した上で実習可能な実習生を選定することとしている。質問内容について、法令に遵守していることの証明が出来る場合には、問題ない。また本事業は実習後に受入企業への採用につながることを目的であるため、留意すること。  ②実習に当たり、「行政書士」や「登録支援機関」の案内が適切なサポートに該当すると判断でき、委託事業費内で実施可能であれば、問題無い。ただし、仕様書「12 その他」(1) のとおり、法令遵守の確認は委託事業者の責任とし、「行政書士」や「登録支援機関」任せにならないようにすること。
13	仕様書	6 (3) ウ (ウ)	「原則1日8時間以内の勤務」と記載があるが、勤務時間の下限の設定はあるか。	下限はないが、本事業は入職を目的とした宿泊事業実習であるため、目的の達成に必要な実習期間、勤務時間とすること。

No.	資料名	条項	質問内容	回答
14	仕様書	6 (3) ウ (ウ)	0JT 中の賃金について別途手当をつける事は可能か。	①仕様書「7 事業の対象経費」(1)アのとおり、県の負担額は静岡県最低賃金以上1,000円以内であるため、別途手当をつける場合には、受入企業負担となる。
15	仕様書	6 (3) ウ (エ)	「0JT の勤務日数は2日間～10日間(実労働日数)とし、実習生と受入企業と調整した上で決定すること。」と記載があるが、勤務日数は連続でなくても問題ないか？	実習生及び受入企業の双方の合意があり、仕様書「12 その他」(1)及び(4)のとおり、関係法令を遵守していれば問題無い。
16	仕様書	7 (1) ア (ア) (イ)	①仕様書において「静岡県の最低賃金 以上 1,000円以内」となっている。今回の提案資料の中で「雇用形態」に関しても提案の事となっているが、「上限の1,000円以内」に関して変更ないとの理解でよいか。  ② 実習生に必要な保険に加入とあるが、企業側が直接「アルバイト」等で雇用する場合は「労災保険」等が適応される。それに対し、1つの考え方として「派遣契約」とした場合「日雇派遣抵触」および「労使協定方式における時間給の基準」に関わる事が予想される。  ③ 「時間管理」「業務指示命令者の確定」等メリットあるが、雇用形態に関する助言があるか。	①変更ないとの理解でよい。  ②③仕様書「12 その他」(1)及び(4)、様式第2号 実施計画書4(3)の注意書きのとおり、関係法令を遵守していることを確認の上で、雇用形態を提案を求めている。なお、一般的に本業務で想定する日数にて派遣契約で従事することは日雇派遣に抵触するものと認識している。
17	仕様書	7 (1) ア (ウ)	交通費の支援について現在東京15名、大阪5名県内20名となっているが、実際事業開始後に人数変更があってもよいか。	人数変更は想定しているが、仕様書「11 委託契約額の支払い」のとおり、委託契約額に不足が生じた場合は、原則として増額の変更契約は行わない。
18	仕様書	7 (1) ア (ウ)	交通費については40名以上となった場合に事業費から負担が必要か。	仕様書「11 委託契約額の支払い」のとおり、委託契約額に不足が生じた場合は、原則として増額の変更契約は行わないため、事業費内で負担すること。
19	仕様書	11	入金タイミングはいつ頃なのか。	0JT 中の実習生への賃金・保険料・交通費は実習参加人数実績により算定するため、入金は委託契約終了後を想定しているが、必要に応じて県と協議することとする。

No.	資料名	条項	質問内容	回答
20	仕様書	12 (7)	「令和6年4月以降に入職となる場合には、入職を確認した上で名簿を県に提出すること。(本事業の成果を図るため、委託期間終了後であっても受入企業へ確認をすること。)」と記載があるが、どこまでの期間について報告が求められるのか。	仕様書「6 委託業務内容」(3)ウ⑨のとおり、正社員としての採用計画があることを確認し、入職につながる実習生と受入企業をマッチングの上、実習を開始するため、入職時期の把握が可能であることから、当該入職時期に入職の有無を確認し、報告を行うこと。なお、それ以後の確認、報告は不要である。
21	仕様書	12 (7)	正社員の入職タイミングに制限はあるか。(2024年4月までというようなルールはあるか。)	制限はないが、実習生及び受入企業の事情を加味し、本事業の実績と判断できるものを対象とする。